

# 月刊 労運研レポート

No. 12

2015年6月5日号

- |                            |       |     |
|----------------------------|-------|-----|
| ・ 巻 頭 言「戦争法案を職場から廃案に追い込もう」 | 伊藤 彰信 | 2P  |
| ・ 過労死防止法に逆行する労基法の改悪        | 飯田 勝泰 | 5P  |
| ・ 労働法制改悪反対ー全国キャラバン         | 全労協   | 7P  |
| ・ 残業代ゼロ、労働時間排除の労政審         | 山下 恒生 | 8P  |
| ・ 沖縄平和行進に参加して              | 渡辺 学  | 10P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信 ■年間誌代:2000 円

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo. co. jp

公務員も民間労働者も戦争に駆り出される  
戦争法案を職場から廃案に追い込もう

伊藤彰信（労運研共同代表）

集団的自衛権行使は自衛隊がするものなのか

4月27日に新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）が合意された。18年ぶりの改定である。早速、指針を読んでみた。私がチェックするのは、地方自治体や民間の協力条項、特に港湾についてである。

今回の指針では、「IV日本の平和及び安全の切れ目のない確保」の章に、A平素からの協力措置、B日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処、C日本に対する武力攻撃への対処行動、D日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動、E日本における大規模災害への対処における協力の5つ分野がある。1997年指針では、①平素から行う協力、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、③日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力の3つ分野であったものが拡大された。

Aには「日米両政府は、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施にあたって協力する」と書かれている（新規）。Cには「日本政府は民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する」と書かれている（継続）。BCDの後方支援には

「中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」と書かれている。②の武力攻撃事態、③の周辺事態に加えて、Dの集団的自衛権行使にも新たに公務員、民間労働者を活用する規定が盛り込まれた。さらに「V地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の章では「日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う」と書かれている。「VI宇宙及びサイバー空間に関する協力」の章では「日米両政府は適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め（中略）重要インフラ及びサービスを防護するために協力する」と書かれている。皆さんの仕事と関係がありそうな項目はありましたか。

5月15日に国会に提出された「平和安全法制」を読んでみると、「武力攻撃事態法」の名称が変更されて「事態対処法」になり、武力攻撃事態等に加えて、いわゆる新三要件にもとづく存立危機事態があらたに規定された。ところが、第8条の国民の協力は、武力攻撃事態等に限られており、存立危機事態での国民の協力は求められていない。条文を読む限り、集団的自衛権行使は自衛隊が行うものであって、一般国民には関係ないと読めるのである。

## 日米安保条約は双務的軍事同盟へ

では、指針Dの後方支援とは何なのだろうか。それは、いわゆる恒久法といわれる新法の国際平和支援法案ではないだろうか。国際平和支援法案とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員としてこれを主体的かつ積極的に寄与する必要がある国際平和共同対処事態に対応するもので、国連の総会あるいは安保理の決議があることを要件としている。

また、周辺事態安全確保法を名称変更して重要影響事態安全確保法とし、「我が国周辺の地域」という地理的概念を外グローバルに展開することを可能にした。また支援対象として、日米安保条約の目的達成に寄与する米軍のみならず、国連憲章の目的達成に寄与する外国の軍隊などを加えた。さらに後方地域の概念を「戦闘行為が行われない」から「現に戦闘行為が行われていない」と改正し、限りなく最前線に近づけている。

昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権行使の法制化は、自衛隊が武力行使を行う存立危機事態（事態対処法）と、後方支援としての重要影響事態（重要影響事態安全確保法）ならびに国際平和共同対処事態（国際平和支援法）において実現している。後方支援には公務員、民間労働者も動員できるようになっている。国連決議がある場合には多国籍軍として、国連決議がない場合には日米安保条約にもとづく日米合同軍として、どのような場合でも後方支援を行うことができる構成になっている。近代戦争は国家の総力戦であり、国民の動員なしには遂行できない。集団的自衛権行使は自衛隊がおこなうものであり、一般国民には関係ないと思うことは間違いである。

日米安保条約は、いままで地理的制約があり内容的にも片務的なものであったが、今回、地理的制約のないグローバルなものになり、内容的にも戦闘行為と後方支援、平時の協力までの「切れ目のない」双務的な日米軍事同盟に変質した。それこそ安倍首相が「対等な日米関係」として望んでいたものであり、「日本を取り戻す」大きな一歩なのである。

## 周辺事態法反対、有事法制反対をたたかって

1997年の日米防衛協力指針の改定を受けて、全港湾は港の軍事利用に反対して「平和港湾宣言」運動を行った。自治体労働者と協力して議会決議をめざした。残念ながら石垣市議会だけしか議決されなかったが、趣旨を受けて対処しようとする自治体も現れた。海員組合OBの働きかけで、ガイドラインに反対する運動をつくらうということになり、航空連も参加して陸海空港湾20労組の運動につながっていった。宗教者とも連携して5万人集会を実現した。それでも周辺事態法案は成立してしまった。全港湾は周辺事態法施行後も、周辺事態法にもとづく艦船の港湾施設利用を認めないよう港湾管理者に働きかけ、事業者に周辺事態関連の荷役を拒否するように要求

した。事業者から拒否するとの回答あるいは事前に協議したいとの回答をもらったこともある。

有事法制反対に向けて、20労組を軸に、運輸関係労組だけでなく、建設土木、医療、報道などの労組が集まり、通称103条連絡会の会議を行ったこともある。私は、有事法制反対のストライキを打とうと、いくつかの労組にストライキ実行委員会の結成を働きかけたが、ほとんどの労組に断られた。全港湾の中執でも意見は真二つ割れ、30分の政治ストは実現できなかった。他社に仕事を取られるのが怖いというのが本音である。そのような状況だから、まずは港湾において経済要求で産別ストライキを打てるように努力してきた。反戦ストといえば、安保闘争での総評のゼネスト、10・21のベトナム戦争反対のスト、自らの職場をなくすことを要求に掲げた沖縄復帰運動での全軍労のストを思い出す。いま、日本が平和国家をかなぐり捨て、軍事国家への道を突き進もうとしている大転換にも拘らず、労働組合がたたかひの最大の武器であるストライキについて議論できない状況を見るに、私は労働運動の指導者として自らの失敗を恥じながら、情けなく思うのである。私は、労働運動の基礎は職場だと思っている。集会、デモも必要だが、職場からの闘争の組織化が重要である。自分の仕事と戦争の関係を見つめることを忘れてはならない。

当時、損害保険会社の人からこんな話を聞いた。損害保険には戦時免責があり、戦争によって発生した損害には保険金を払わない。イラクのサマーワに自衛隊が派遣される時「非戦闘地域」に行くのであるから保険は適用される。損害発生の可能性が高まるのだから損保会社は防衛庁と交渉して高めの保険掛金を設定した保険制度をつくったというのである。自衛隊員のサマーワへの派遣には民間航空機を利用した。サマーワには旅行添乗員も行った。物資輸送には民間船舶が使われた。イラク派遣の法的根拠であったイラク特措法が、いま、国際平和支援法に生まれ変わろうとしている。

公務員ならびに民間労働者の戦争動員体制は、すでに周辺事態法、有事法制などで完成しており、今回の平和安全法制では、動員手続の条文はほとんど変更されていない。日本が戦争する範囲と内容が拡大し、後方支援といっても前線に限りなく近い兵站活動になった。

戦争に巻き込まれるから反対といていた労働組合が、自衛隊が自分たちを守ってくれるなら賛成というようになった。海外進出企業は、自衛隊が守ってくれば安心といて、武力によって「企業利益」をまもろうとしているのである。「気分はもう戦争」になってしまっている。私は、「抑止力」は憲法9条が禁止している「武力による威嚇」に他ならないと思っている。抑止力には際限がない。軍備拡張はどこまでもすすむ。問われているのは、日本が軍事国家の道を歩むのか、平和国家の道を歩むのかであり、労働者にとって平和のために働くとはどういうことなのかである。

# 過労死防止法に逆行する労基法の改悪

東京労働安全衛生センター 飯田勝泰

## ■安倍政権の労基法改悪法案

安倍政権は今通常国会に労働者派遣法改悪法案とともに労働基準法改悪法案を提出した。労基法改悪法案は「多様で柔軟な働き方の実現」を名目に、①特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の導入と企画業務裁量労働制の対象業務を拡大しようとしている。

高度プロフェッショナル制度は年収 1,000 万円以上の高度専門職の業務を対象に本人同意や委員会決議を要件とし、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にする。健康確保措置として、在社と社外の労働時間の把握と上限規制、休息時間・休日の確保をはかるというが実効性は極めて乏しい。

経団連はすでに年収要件を 400 万円に緩和し、対象業務を拡大するよう政府に求め、塩崎厚労大臣が「小さく産んで大きく育てる」と答えている。政府・財界の意図は明らかだ。

一方、企画業務裁量労働制の対象に「過大解決型提案営業」「裁量的に PDCA 業務」を追加するとしているが、営業職全般に拡大適用される可能性が高い。

この労基法改悪法案は昨年 11 月から施行された過労死防止法（後述）に逆行するばかりか、過労死を激増させ、残業代ゼロを制度化するものである。

## ■増え続ける過労死

2006 年、第一次安倍政権時代、労働ビッグバンが喧伝され、労働時間規制を撤廃する法案が上程されようとした。いわゆる「日本版エグゼンプション」である。当時安全センターは、日本労働弁護団、派遣ネットワークとともに「労働時間規制の撤廃に反対し、人間らしく働くための労働法制をめざす共同アピール運動」を展開し、過労死促進法案＝日本版エグゼンプションの導入阻止の闘いに全力で取り組んだ。

この闘いの中で過労死遺族、被災者の訴えが大きな社会的共感を集め、メディアが報じた。過労死遺族、被災者からの要請を受けた連合も、労働政策審議会で論陣をはり日本版エグゼンプションの導入反対の立場を貫いた。その結果、2007 年 2 月、安倍政権に法案上程を断念させるという勝利を勝ち取ったのである。

しかし、日本社会はその後過労死の増加を防ぐことができなかった。その事実を私たちは痛苦に受けとめなければならない。

厚労省の統計でも、脳・心臓疾患の労災請求件数は、2002 年度から年間 700 件を超え続けており、認定件数も 300 件で高止まりしている。また精神障害の労災請求件数も 2009 年度から 1,000 件を超え、認定件数も 300 件～400 件になっている。精神障

害のすべてが長時間労働によるものではないが、過労によるうつ病等の発症が多く含まれていることは間違いない。

## ■ 過労死防止法と遺族の闘い

そうしたなかで 2008 年に過労死弁護団、労働弁護団が「過労死等防止基本法」の制定を提起し、増え続ける過労死に危機感をもった遺族の有志が手探りで法制定運動に取り組み始めた。2011 年過労死防止実行委員会が結成され、100 万人署名運動が始まった。国連でも社会権委員会が過労死防止の立法を日本政府に勧告。2013 年には超党派議員連盟が設立された。

寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表）は、「議員を動かすのは遺族だ」との強い思いでロビー活動を展開。同年 12 月、過労死防止等基本法(案)を野党 6 党が共同提出し、翌 2014 年に自民党の検討を経て法案が条文化された。そして、6 月、「過労死等防止対策推進法」（以下、過労死防止法）が全会一致で成立した。衆参の厚労委員会では遺族の意見陳述が行われ、遺族の思いが議事録に書き込まれた。

過労死防止法は超党派議員連盟設立からわずか 1 年で成立したが、1991 年に過労死を考える家族の会が結成されてから 20 年以上が経過している。過労死遺族、被災者の願いと闘いが社会を動かし、国の政策を変える大きな原動力となったのである。

過労死防止法では、国の責務として、過労死に関する調査研究等を行い、過労死防止の施策を推進することとされた。政府は大綱を定め、過労死等防止対策推進協議会（協議会）の意見を聞きながら、調査研究、啓発活動等の対策を推進する。画期的なことは協議会に過労死防止法制定運動にかかわった遺族代表、弁護士、研究者が委員として参加していることだ。

一方、過労死防止法の課題として、政府の施策が調査研究、教育啓発に限定され、過労死の最大要因である長時間労働を規制する規定がない。

今年 5 月 25 日、厚生労働省は「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の最終案公表したが、長時間労働を防止するための新たな目標値がなく、36 協定の特別条項の見直しや勤務間インターバル制度の導入等は含まれていない。

過労死防止をどう実現していくのか、実効性ある施策を国や自治体に求めていくとともに、労働組合が職場の安全衛生活動に力量をつけていくことが問われている。

## ■ 過労死防止と労基法改悪阻止

安倍政権は、高度プロフェッショナル制度の導入と裁量労働制の適用を拡大する労基法改悪法案を今国会で成立させようとしている。過労死防止法の成果を糊塗し、労働時間法制の根幹である 8 時間労働制を突き崩そうとする安倍政権の策動を許すわけにはいかない。

5月23日、東京で開催された過労死防止学会設立大会で、寺西さんは遺族の願いと防止法の課題を報告し、「四半世紀続いた過労死に歯止めをかけ、過労死のない社会の実現をめざして、『残業代ゼロではなく過労死ゼロ！』の実現を！」と訴えた。労基法改悪を阻止し、職場の労働時間規制と労働者のいのちと健康を守る闘いは何よりも労働組合が先頭に立って闘わねばならない。そして過労死のない社会を実現するために、過労死防止法の成果を職場、地域でいかす取り組みにつなげていきたいと思う。

## 労働法制改悪反対－全国キャラバン・スタート

全労協



労働者派遣法改悪案の審議が衆議院厚生労働委員会で始まった。今まで3度も廃案になった法案を焼き直ただけのものであり、労働者を派遣労働として生涯低賃金に縛り付けるもの変わらない。

ところが、今回の法案を巡り厚生労働省が議員に説明するためとしていた文書が少しずつ変

わっている六種類存在することが明らかになった。それは自公与党並びに野党の一部には、現派遣法が十月一日から労働契約見なし制度が施行されると大混乱が起きる（いわゆる「10・1問題」と、全く根拠のない説明を行っていたのである。塩崎大臣は「不適切であった」と謝罪を行ったが、この悪質な工作に実質審議入りが遅れている。しかし、政府はどうしても今国会で成立を図ることめざしており、緊張が続いている。



こうした状況に、5月14日に日本労働弁護団が主催した日比谷野音の集会とデモは2500人を集めて成功させ、雇用共同アクションは5月20日を皮切りに厚生労働委員会開催日には国会前抗議行動を展開している。

そして金労協は独自に全国キャラバンを出発させて労働法制改悪反対のキャンペーンに入った。5月18日には仙合から岩手。青森・秋田・山形・福島を回る東北コースが東北全労協の仲間によって出発した。また、群馬県前橋からは栃木、埼玉の県庁並びに労働局

への申し入れをとまなうキャンペーン行動に入った。これは国労高崎や中小ネットの仲間による北関東ユニオンネットによる「香の共同行動」として取り組まれた。そして大阪では五月十九日に金労協や全日建、金港湾の仲間と組織する大阪ユニオンネットが、京都では五月二十一日に京都市役者前に京都総評や京都ユニ本ンなど労組の広い集まりによって労働法制反対の集会とデモが行われ、労働者市民へアピールを行った。

労働者派遣法に続き、8時間労働時間制度の破壊を進める労働基準法改悪案が国会に上程されている。安倍政権の戦争法案提出や原発再稼働など反動攻勢が続く中ではあるが、この労働組合の課題に正面から対決して阻止しなければならない。

全国キャラバンは5月22日、神奈川県共闘を中心に県内の宣伝行動は27日には静岡県共闘に引き継がれて東海道コースに入ることになっている。東京全労協は街宣車を連ねて27日、終日市民に訴えていく。6月からは中四国、九州へとキャラバンは拡大していく予定である。労働法制改悪を必ず阻止するため、まず派遣法を絶対阻止するために金力をあげよう。



残業代ゼロ・労働時間制排除の労政審答申

## 高度プロフェッショナル制度に織り込まれたのはナチス労働観

山下恒生（全労協オルグ）

3月2日に労政審が答申した労基法等改正法案要綱には、ホワイトカラー・エグゼンプションの焼き直し、過労死・過労うつ促進、定額働かせ放題と多方面から批判が起きている。また答申自身、労働者代表委員からの反対意見を付した異例のものであった。

法案要綱が定める特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の導入は、残業代ゼロあるいは過労死促進となることは間違いないであろうが、これらは従前の労働制においても見られたところである。今回の労働制の決定的特徴は労働時間と賃金の関係性を切断したところにある。この成果型労働制は、ナチスが導入した業績賃金に類似しており、法案要綱には異次元の労働観が織り込まれている。



## 成果型労働制とは

法案要綱は、「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」業務に就く労働者には、労基法4章の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないとする。つまり、労働時間が労働の成果に連動しない業務（対象業務）に従事する労働者には労働時間制を除外するというのである。これを成果型労働制とよび、1075万円の年額賃金を支払えば、1日8時間、週40時間を超えて働かしてもよく、割増賃金も支払わなくてもよいのである（4週間4日の休日等の規制はある）。

成果型労働制には、労働時間という観念がなくなったといえる。

## 時間を決めて働くのが労働契約

労働（雇用）契約とは、労働力商品の売買契約である。労働者は契約によって定められたある時間だけ、自分の労働力を売るのである。従って、労働契約の自由とは、労働時間と余暇との間の明確な区別を意味しているといわれる。

この定められた時間が日、週、月かは別として、労働者はその時間だけ労働力を売り、その代金として賃金を受け取るのである。あらゆる商品がそうであるように、労働力も売る前に代金は決まっている。時間を決めずに労働力を売ることになれば、それは労働者ではなく、奴隷である。

## ナチスの業績賃金

ナチスは政権奪取1年後に、労働憲章といわれる国民労働秩序法を制定し、企業家は指導者として労働者は従者として協同して経営に当たり（共同体関係）、賃金は時間賃金でも出来高賃金でもなく業績賃金であるとした。時間賃金とすれば労働者が働かず、出来高賃金にすれば企業家が低賃金を強いるから、業績に応じた賃金にするのであった。

この業績賃金の最低賃率は定められたが、業績の増大は共同体のために供出されるから、賃金が上がるわけではなかった。業績そのものを定めた基準もなかった。

ナチスは業績賃金の原則を普遍化するために、労働力が商品であることを否定し、労働関係は名誉と誠実と保護とに依拠する共同体関係であるとした。

## 労働時間に基づく賃金へ

労働契約は、時間を定めて消費する労働力商品の売買契約である。少なくとも資本主義経済においてはそうである。近年導入された成果主義賃金は、労働が終った時点で額が判明する場合もあり、商品売買契約から逸脱した要素を含んでいた。それでも、賃金は労働時間と結びついていた。

しかし、法案要綱が定めた成果型労働制からは労働時間が消滅してしまっている。そこで労働者が売るものは労働力ではなく自分自身ということになる。そうすると、彼らの雇い主が勝手に決めたどんな仕事もしなければならなくなる。

麻生副総理はナチスの手法に学べと講演したが、いま労政審がナチス労働観を労基法に入れ込もうとしているといえ、言い過ぎだろうか。しかし資本主義の終焉期に登場したブラック企業を免罪する労働法を研究していることは間違いない。

ナチズムは国民社会主義を標榜したが、その経済システムは資本主義であったため、労働契約の自由あるいは労働力商品を廃絶できなかった。労政審も労働時間を消滅させようとしているが、資本主義を否定しない限り達成できないであろう。

共同体関係や奴隷型労働制と対決するものは、労働組合、労働協約そして時間賃金である。

## 5.15 — 四単産沖繩平和行進への参加して

渡辺 学(全国一般全国協)

5月14日から、5・15沖繩平和行進に参加するために沖繩を訪れました。三単産



共闘プラス全造船機械の四単産で行動をしました。戦争法制の閣議決定と辺野古新基地建設強行で緊迫するなかでの平和行進となりました。以下で報告をさせていただきます。

5月14日・・・午後から全国結団式が開催されました。琉球大学教員で憲法学者の高良鉄美さんが講演。平和行進に合わせて来沖した韓国の済州島で反基地運動に取り組む済州島海軍基地反対道民対策委員会の活動家やカンジョン村の住民らも紹介され発言。社民党沖繩県連と沖繩社会大衆党の代表もあいさつ。夜は四単産の結団式と伊波洋一元宜野湾市長を講師に招いての学習会。

5月15日・・・朝、大浦湾を一望できる瀬嵩浜で出発式。カヌー隊も行動を開始し、不当に設定された「臨時制限区域」のブイを挟んで海上保安庁と対峙をしまし

た。平和行進参加者も、海保に抗議シカヌー隊を激励しました。行進はキャンプ・シュワブゲート前までの8キロのコース。キャンプ・シュワブを包囲し辺野古の座り込みに合流しました。美しい大浦湾をみながら、あらためて新基地建設の阻止を誓いました。

5月16日・・・宜野湾市役所で出発式を行い、合計2600名が北と南にコースを分けて、普天間基地を包囲する形で行進が行われました。途中で04年8月に米軍機が墜落した沖縄国際大学の前も通りました。家から出てきて手を振ってくれる人や車の中から呼応してくれる人もたくさんいました。お昼に宜野湾海浜公園に到着。宜野湾市職労のみなさんが用意してくれた麦茶やシークアーサージュースをいただきながら野外劇場の集約集会へ。集約集会は翌日の県民大会に備えてコンパクトなものでしたが、糸数慶子参院議員の緊張感あるあいさつ、韓国からの参加者の発言、行進団の団長、副団長。本土代表の報告など内容の濃いものでした。午後は、南風原町に南下して沖縄戦の南部戦跡を見学しました。夜は全港湾沖縄地本のみなさんがバーベキューでもてなしてくれました。

5月17日・・・午前中は米軍基地フィールドワーク。普天間基地を一望できる嘉数高台と嘉手納基地がみれる道の駅かでなに行きました。午後からは那覇のセルラースタジアムで開催された「戦後70年 止めよう！辺野古新基地！県民大会」に参加しました。歴史的な県民大会です。3万5千人が集まり、会場内は文字通り人で埋め尽くされました。大会は「オール沖縄」を反映して、発言者は財界人、沖縄戦体験者、労働組合、辺野古の闘争現場、名護市長、評論家、作家、ジャーナリスト、学生、地方議員と多種多様でした。ヘリ基地反対協の安次富浩さんは「菅官房長はやたらと『ほ一ち国家』だからといって工事を正当化するが、それをいうなら20年間危険な普天間基地を放置してきたことだ。『ほ一ち国家』とはそういうことだ」と会場を沸かせました。発言者の最後に翁長沖縄県知事が登壇すると場内は「割れんばかりの拍手」（本当に！文字通り！）に包まれました。翁長知事が安倍首相らと会談した際に言った「沖縄は銃剣とブルドーザーで土地を取り上げられたのであって、自ら米軍基地を提供したことはない」というくだりにさしかかると、大会参加者の興奮は頂点に。琉球処分で強制的に日本に編入されて以来、沖縄戦、米軍統治、土地の取り上げ、続く基地被害の歴史が県民に共有され、「オール沖縄」の根拠になっていることがよくわかる空気でした。翁長知事の発言が終わると自然に聴衆が立ち上がり始め、スタンディングオベーションとなりました。胸にクッときました。最後に大会宣言を採択し、上京行動などの当面の活動方針が提起され、参加者一同で手をつないで団結を訴

えました。

翌日、沖縄の地元二紙を買おうとコンビニや空港のお店を何軒かまわりましたが、どこも売り切れでした。早朝6時に買いに行った仲間は買えたというのですが。県民大会の参加者が買っていったのでしょうか。県民大会には、老若男女様々な立場の人が参加をしていました。家族連れや部活帰りと思われる子どもたちが何人もいたのが印象的でした。鳩山由紀夫元首相も参加をしていました。司会を普天間高校の生徒さんがやり、米軍機墜落事故の時にはまだ小学生だったであろう沖縄国際大学の学生さんもスピーチをしました。戦後70年。95年の運動から20年。沖縄の人たちが平和と尊厳を求める声は世代を継いで存在しているんだな、と思いました。

安倍政権は翁長知事が埋め立て承認を取り消しても工事を強行するハラを固めているようです。オール沖縄の側も翁長知事を先頭にして「これまでにないたたかい」で応えるとしています。辺野古の闘争は沖縄の人たちの自己決定権をかけたたたかいであると同時に、戦争法案を準備し「戦争する国づくり」を企む安倍政権とたたかう最前線になっています。わたしも本土から連帯していきたいと思います。

▼討論集会前、最後の実行委員会が五月九日、日港福会館で開かれました。課題は、「集会基調案」の討議でしたが、当然、討論の中心は二〇一五年をたたかうために労運研はどういう役割を果たすのか、果たそうと考えているのか、でした。

▼二〇一五年、もつとも重要な年と云われ、「戦争法案」「労働法制改悪法案」に対する闘いの渦中にある今日、第三回交流会は、沖縄の闘いに連帯し、かつ学び、戦争、原発、貧困、差別を許さない労働運動をどのように作り上げるのか、忌憚のない討論が期待されます。▼わたしたちは力量も守備範囲も限定されています。しかし、「ピンチはチャンス」という言葉ありますが、二〇一五年は戦後最大のピンチの年になりそうです。でもそれは新たな時代を切り拓く胎動の年、チャンスとも云えるのではないのでしょうか。▼そんな大言壮語は皆さんの響きをかうことは目に見えています。▼「ピンチをチャンス」にするための具体的な覚悟をもった取組みが準備されなければ労働者運動は「死に至る床に伏すことになる」と思います。

▼では労働者運動が主体の担い手として、意識と実力を形成・確立するためには、どこから、どの場で、どんな取組みが必要なのだろうか。労組活動家の結集体を自認する労運研が、ナショナルセンターの厚い壁を乗り越え、労働運動の共闘を実現する下働きをできるか真価が問われると考えますが思い込みが強すぎるでしょうか。(C)

### ■労運研第3回全国研究討論集会総括会議のご案内

日	時	7月18日(土)	13時半より
場	所	日港福会館会議室(蒲田)	
内	容	第3回交流会総括と次回集会までの取組み	